

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月16日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第1号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則（昭和42年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表序印の表専用委員会印の項中

てん書	方 21	大和市教育 委員会印 市民課専用	転入学事務に 関する文書	市民経済部 市民課長
てん書	方 21	大和市教育 委員会印 渋谷分室専用	転入学事務に 関する文書	市民経済部 市民課渋谷 分室長

を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。